

政令第二百五十九号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一時間につき十回」を「床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

## 理由

建築物である路外駐車場に設ける換気装置の能力に関する基準を緩和する必要があるからである。